

小中学生の保護者 各位

令和5年度 要保護・準要保護児童生徒就学援助制度のご案内

川辺町教育委員会

この制度は、経済的な理由により小中学校に通うお子さんの就学にお困りの方に、学用品費、学校給食費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度です。

就学援助をご希望の方は、本書をご確認のうえ申請をしてください。

就学援助は1年毎に申請が必要ですので、昨年度受けてみえた方も改めて申請が必要です。

1) 対象者

町内に住所を有し、小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次のいずれかの理由に当てはまる方

- 1.生活保護を受給している
- 2.生活保護が停止または廃止
- 3.町民税が非課税または生活困窮による減免を受けている
- 4.国民年金（法第89条・第90条）の掛金の減免を受けている
- 5.生活困窮により国民健康保険税の減免または猶予を受けている
- 6.児童扶養手当を受給している（児童扶養手当証書の写し）
- 7.生活福祉資金の貸付を受けている
- 8.日雇労働者を希望して、ハローワークに求職申込みをしている
- 9.世帯収入の合計額が、生活保護基準の1.5倍以内となる場合

（給与明細など別で書類の提出を求めます。）

10.その他特別な事情がある場合はご相談ください。

※該当理由の確認書類を添付してください。



2) 援助の内容（年額） ※（ ）内上限

項目	小学校	中学校
① 学用品費	11,630円	22,730円
② 通学用品費（第1学年を除く）	2,270円	2,270円
③ 新入学児童生徒学用品費等	54,060円	63,000円
④ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	実費（1,600円）	実費（2,310円）
⑤ 校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費（3,690円）	実費（6,210円）
⑥ 修学旅行費	実費（22,690円）	実費（60,910円）
⑦ 学校給食費	実費	実費
⑧ 日本スポーツ振興センター掛金保護者負担金	460円	460円
⑨ クラブ活動費（学校で一括購入するものに限る）	実費（2,760円）	実費（30,150円）
⑩ 生徒会費	実費（4,650円）	実費（5,550円）
⑪ PTA会費	実費（3,450円）	実費（4,260円）

※年度の途中で認定が決定した場合は、認定日の属する月の翌月から支給を行います。

※生活保護を受給してみえる方は、⑥・⑧のみの支給となります。

※児童扶養手当の受給により認定された方で、手当の一部が支給停止されている方への支給額は、⑦・⑧以外、1/2の額となります。

※援助費は、年3回（7月・12月・3月）に分けて支給します。

※③は、4月当初認定者のみ支給します。（新1年生の保護者で、入学前支給を受けた方へは支給しません。）

3) 申請方法

- ・就学援助を希望される方は、各学校で申請書類を受け取るか、町HPよりダウンロードし、**5月10日（水）**までに、各学校へ提出してください。

※入学前支給を受けられた方は申請不要です。

4) 認否について

提出された申請書を元に、教育委員会で内容を審査のうえ、援助の認否及び区分を決定します。

その際、児童生徒の世帯の収入状況、福祉関係の手当の受給状況等を調査します。保護者等の収入、資産の状況等により、認定されない場合もあります。

- ・認定には、収入状況の確認が必要なため、収入・所得がない方も必ず町民税の申告をしてください。
- ・最新の収入状況にて審査するため、6月下旬に認定作業を行います。
- ・調査対象は、原則、父母とします。ただし、父母以外に児童生徒と扶養関係にある者がいると認められる場合、その方についても収入の調査をすることがあります。
- ・各地域の民生児童委員等に世帯状況等について調査を依頼し、意見を伺うこともありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・追加で提出書類を求める場合があります。

5) 支給口座について

援助費の支給口座は基本的に保護者口座としておりますが、前年度の学級費等の未納状況によっては、学校から支給口座の変更をご相談させていただく場合があります。

その場合は、保護者口座ではなく学校長口座に援助費を支給します。学校長口座から1年分の学級費等を支払い、残高を3月末に学校より保護者へお渡しします。

*就学援助制度についてご不明な点は、町教育委員会（53-2650）へお問い合わせください。

